

平塚市中央図書館窓口等業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、平塚市が実施する平塚市中央図書館窓口等業務委託の受託者候補を、公募型プロポーザル方式で選定するに当たり必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 件名 平塚市中央図書館窓口等業務委託

(2) 目的

平塚市中央図書館の窓口等運營業務の一部を委託する目的は次のとおりとする。

ア 公立図書館の運営方法や専門的知識を蓄積した民間事業者へ委託することにより市民サービスの向上を図る。

イ 適切な人員配置による効率的な運営を図る。

ウ 市職員は窓口等運營業務から、政策的業務や企画立案業務への転換を図る。

(3) 業務内容

別紙「平塚市中央図書館窓口等業務委託仕様書」のとおり

(4) 対象施設

平塚市中央図書館（移動図書館を含む） 平塚市浅間町12-41

(5) 業務委託の期間

本件の委託期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとします。

(6) 提案上限額

246,000,000円

提案上限額は3年間の業務委託経費の総額（消費税及び地方消費税を含む）とします。

(7) 事務局

平塚市教育委員会社会教育部中央図書館

住所：〒254-0041 平塚市浅間町12-41

電話：0463-31-0429

電子メール：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp

※本件に関する質問票、参加表明書等の提出、その他お問合せについては、上記電子メールアドレスへお願いします。

担当：熱田、松浦、岡島

3 実施要領等

(1) 配布期間

令和4年9月27日（火）～令和4年10月11日（火）

(2) 配布物

- ア 平塚市中央図書館窓口等業務委託 プロポーザル実施要領（本紙）
- イ 平塚市中央図書館窓口等業務委託 仕様書
- ウ 平塚市中央図書館窓口等業務委託 業務範囲表
- エ 平塚市中央図書館窓口等業務委託の事業運営に関すること
- オ 平塚市中央図書館窓口等業務委託 プロポーザル審査要領
- カ 平塚市中央図書館窓口等業務委託 プロポーザル審査項目及び評価内容
- キ 平塚市中央図書館窓口等業務委託対象施設平面図（略図）及びフロア図
- ク プロポーザル参加表明書兼企画提案書提出届
- ケ 現場説明会参加者名簿
- コ 質問書

(3) 配布方法

- ア 平塚市図書館ホームページからのダウンロード
- イ 平塚市中央図書館窓口での配付

4 参加者の資格要件

(1) 本件に参加しようとする者は、次の要件をすべて満たす者としてします。

- ア 平塚市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4に掲げる者でないこと。
- ウ 平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- エ 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- オ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること。
- カ 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度「ア」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- キ 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者であること。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた後、再度「ア」に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は

- 競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 国税、地方税のいずれも滞納している者でないこと。
 - コ 現場説明会に参加している者であること。
 - サ プライバシーマークを取得している者であること。
 - シ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく業務改善命令を受けていない者であること。ただし、過去に業務改善命令を受け、現在解除されている者は除く。
- (2) 参加者は、候補者決定までの間に、(1)に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 現場説明会

応募方法、応募書類や委託内容等に関する現場説明会を行います。参加する者は、10月7日（金）午後5時までに所定の様式で下記の申込先へメールでお申し込みください。

参加されない場合及び受付終了時刻に遅れた場合には応募できません。

- (1) 日 時： 令和4年10月11日（火）
 - 受付時間： 13時30分から14時
 - 現場説明会： 14時から15時30分まで（予定）
- (2) 集合場所： 平塚市中央図書館 3階 ホール
- (3) 参加人数： 1者につき4名までとします。
- (4) 申込先： 平塚市教育委員会社会教育部中央図書館
メールアドレス：library@city.hiratsuka.kanagawa.jp
- (5) その他： 申込み受理後、3日以内（休館日を除く）を目安に、申込書に記載の御担当者に電話又はメールで確認連絡を行います。3日を超えても確認連絡がない場合は、電話にて確認をお願いします。

6 質問受付・回答

質問は所定の様式を用いて、上記メールアドレスにメールで送信してください。

- (1) 受付期間： 令和4年10月11日（火）～令和4年10月17日（月）（必着）
- (2) 表題： 平塚市中央図書館窓口等業務委託プロポーザルに関する質問
- (3) 回答： 質問に対する回答を令和4年10月21日（金）までにメールで送信します。

7 提案書等の提出

(1) 提出物

次の様式をそれぞれ、正本1部、副本6部提出すること。

- ア 参加表明書兼企画提案書提出届（様式1）
- イ 提案書（様式2）
- ウ 見積書（様式3）
- エ 団体概要及び主要実績一覧表（様式4-1、4-2）
- オ 役員等氏名一覧表（様式5）
- カ 労働分野に関する質問回答書（様式6）

（2）作成方法

- ア 提案書（様式2）
 - ・「平塚市中央図書館窓口等業務委託 プロポーザル実施要領」（本紙）及び「平塚市中央図書館窓口等業務委託 仕様書」を十分に理解した上で、提案書（様式2）を作成してください。
 - ・用紙サイズはA4とすること。別紙にて添付する資料がある場合はA3も可とします。
 - ・各項目の内容は具体的に記載し、わかりやすく説明してください。
- イ 見積書（様式3）
 - ・「平塚市中央図書館窓口等業務委託 仕様書」の内容を実施するうえで必要な費目を記載した見積書を「提案上限額」の範囲内で作成してください。
 - ・次の費目は必須とし、できるだけ詳細を記入してください。
 - 人件費 ※給与、手当、法定福利厚生費、その他に分けること
 - 事務費
 - その他経費（諸経費、一般管理費等）

（3）提出方法

提出物を事務局宛に持参又はゆうパック等で提出してください。
なお、持参以外の場合は、配達過程を記録する郵便としてください。

（4）提出期限

令和4年11月 8日（火）17時（必着）

（5）その他

提出期限後は、原則として記載された内容の追加・変更は認めません。

8 プレゼンテーション（提案説明）及びヒアリング

（1）実施日及び会場

- ア 日付： 令和4年11月18日（金）
- イ 会場： 平塚市中央図書館 3階 ホール
- ウ 時間： 参加者に対し、個別に通知します。
- エ その他： プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は時間の通知と併せて11月12日（土）までにお知らせします。

9 審査

(1) 審査方法

参加者が提出した提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、審査委員会が選考します。

(2) 審査基準

「平塚市中央図書館窓口等業務委託 プロポーザル審査項目及び評価内容」に基づき審査します。審査に係る評価の採点は、審査委員が個別に行い、各審査委員の採点の合計点が高い者を優位として順位付けをします。

(3) 審査結果通知

提案書を提出したすべての参加者（辞退した者は除く）に対し、令和4年12月上旬（予定）に結果を文書及び電子メールにて通知します。

(4) 審査結果開示

選定手続の公平性と透明性を確保するため、審査結果通知後に、選定の過程や審査結果の情報（参加者数、契約候補者名、選考の得点）を原則開示します。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 本件の提案上限額を超過した提案の場合

(2) 提案内容に明らかに実現困難な内容が含まれていることが判明した場合

(3) 他の提案者と提案内容等について相談するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合

(5) 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行った場合

(6) プロポーザル参加申込書の提出以降に、実施要領による参加資格を満たさなくなった場合

11 契約について

(1) 審査で第1位になった事業者を受託者候補とします。ただし、受託者候補となった者が、受託者として平塚市と契約する前に資格喪失などにより候補でなくなった場合は、第2位以降の者から順に候補とします。

(2) 契約締結の交渉に当たっては、受託者候補の提案内容を尊重しますが、詳細な事項については、改めて協議するものとします。

(3) 業務委託料は毎月払い（全36回）とします。

1 2 留意事項

- (1) 書類の作成及び提出に係る費用、その他本案件の提案に要するすべての経費は参加者の負担とし、平塚市は負担しません。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とします。
- (3) 提出された提案書等の書類は返却しません。平塚市で定める保存年限経過後に廃棄処分とします。
- (4) 今回提出された書類等は参加者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として非公開として取り扱いますが、平塚市情報公開条例（平成14年平塚市条例第24号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合があります。
- (5) 業務提案書の提出は、1参加事業者につき1件のみとします。
- (6) 参加事業者が本プロポーザルの一部又は全部を第三者へ委託等することは認めません。
- (7) 提出された業務提案書等は本プロポーザル以外の目的で当市に無断で使用することは認めません。
- (8) 参加事業者が審査及び選定結果の通知についての説明を求める場合は、審査結果を通知した日から7日以内に書面にて提出することとします。ただし、異議申立ては認めません。